

流山市高齢者支援計画（素案）

（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

— 第8期・令和3年度～令和5年度 —

【概要版】

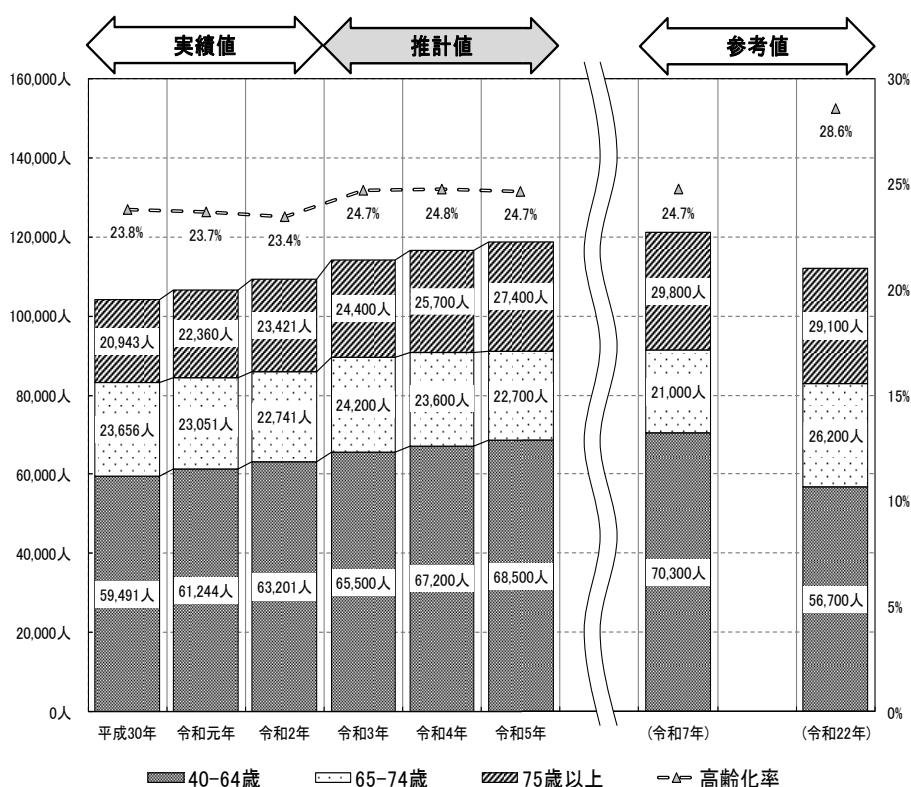
流山市の高齢化の現状

【計画書(素案)本編 8～13 頁・39 頁】

高齢者人口・高齢化率

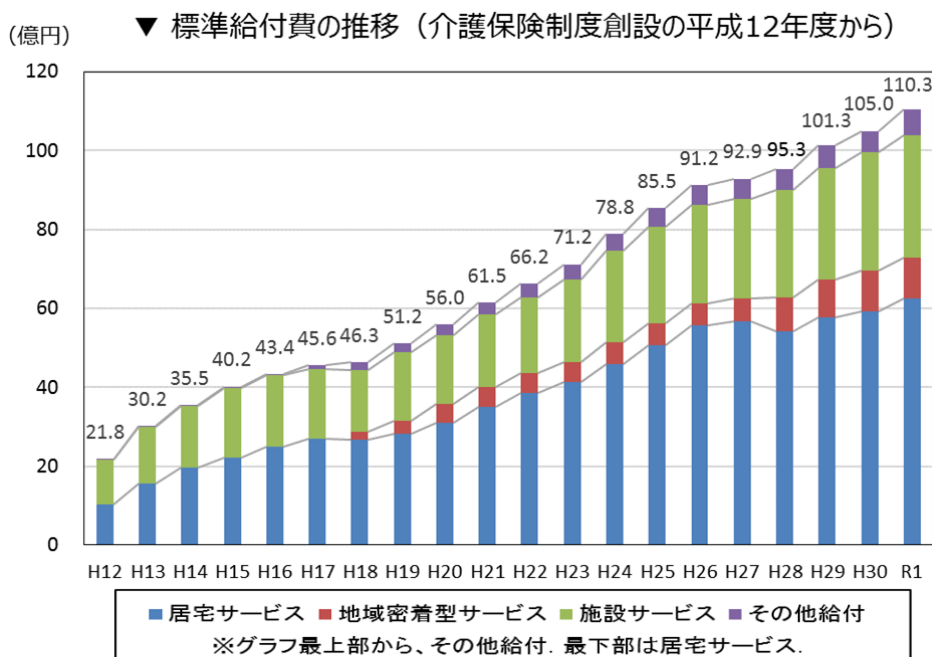
高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、子育て世代を中心に人口増加が続いているため、市全体としては若干の減少傾向となっています。第8期計画期間における市全域の高齢化率は、ほぼ横ばいの傾向と見込まれます。

しかしながら高齢者人口は、毎年度、着実に増加を続けており、特に「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて後期高齢者（75歳以上の高齢者）が増加することが見込まれます。



介護保険給付費の推移

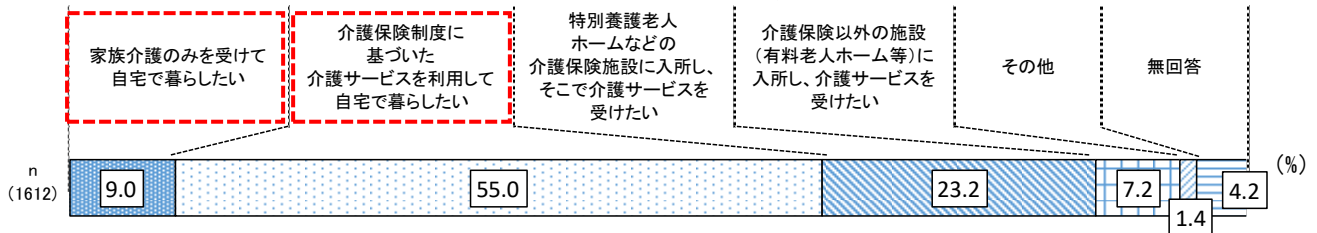
給付費は、要支援・要介護認定者数、介護保険サービスの利用者数の増加に伴って、増加傾向が続いています。増加するサービス給付費への対応が今後の課題となっています。



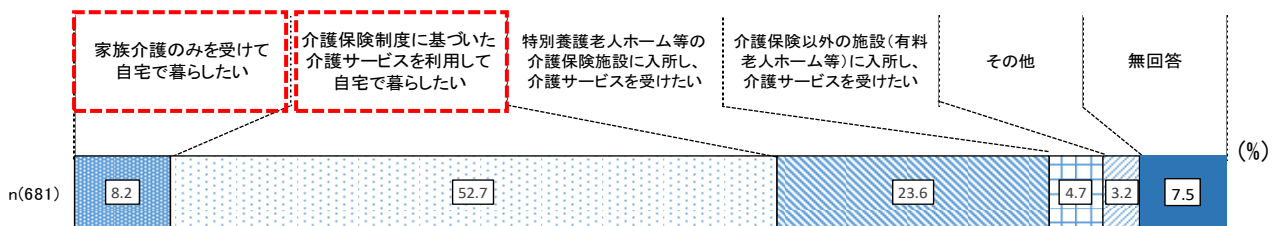
住み慣れた地域/自宅での生活を望む高齢者

介護が必要になった時に望む暮らし方について、自宅で暮らしたいとの回答は、一般高齢者・介護を必要とする高齢者ともに約6割となっています。

【介護が必要になった時に望む暮らし方】（高齢者一般 n=1,612）



【介護が必要になった時に望む暮らし方】（在宅で生活する要介護認定者 n=681）



第8期高齢者支援計画の基本理念

【計画書(素案)本編 46 頁】

地域ぐるみの支え合いでつくる 元気で 生き生き 安心 流山

本市では、最上位計画である総合計画において、「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」「誰もが自分らしく暮らせるまち」をまちづくりの基本政策として掲げ、市民福祉の充実を図っています。また、平成 19 年 1 月の市制施行 40 周年を機に「健康都市宣言」を行い、WHO が提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進しています。

また、平成 29 年度に策定した第3期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ みんながずっと住みたいまち ながれやま」では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、健康づくりや介護予防、地域ぐるみの支え合い活動などの積極的な地域参加を呼びかけています。

第7期高齢者支援計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）を視野に入れ、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期から引き続き取り組んできました。

第8期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、第7期計画までに取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割を具体化し、地域のチカラを活かした地域共生社会の実現を目指します。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応

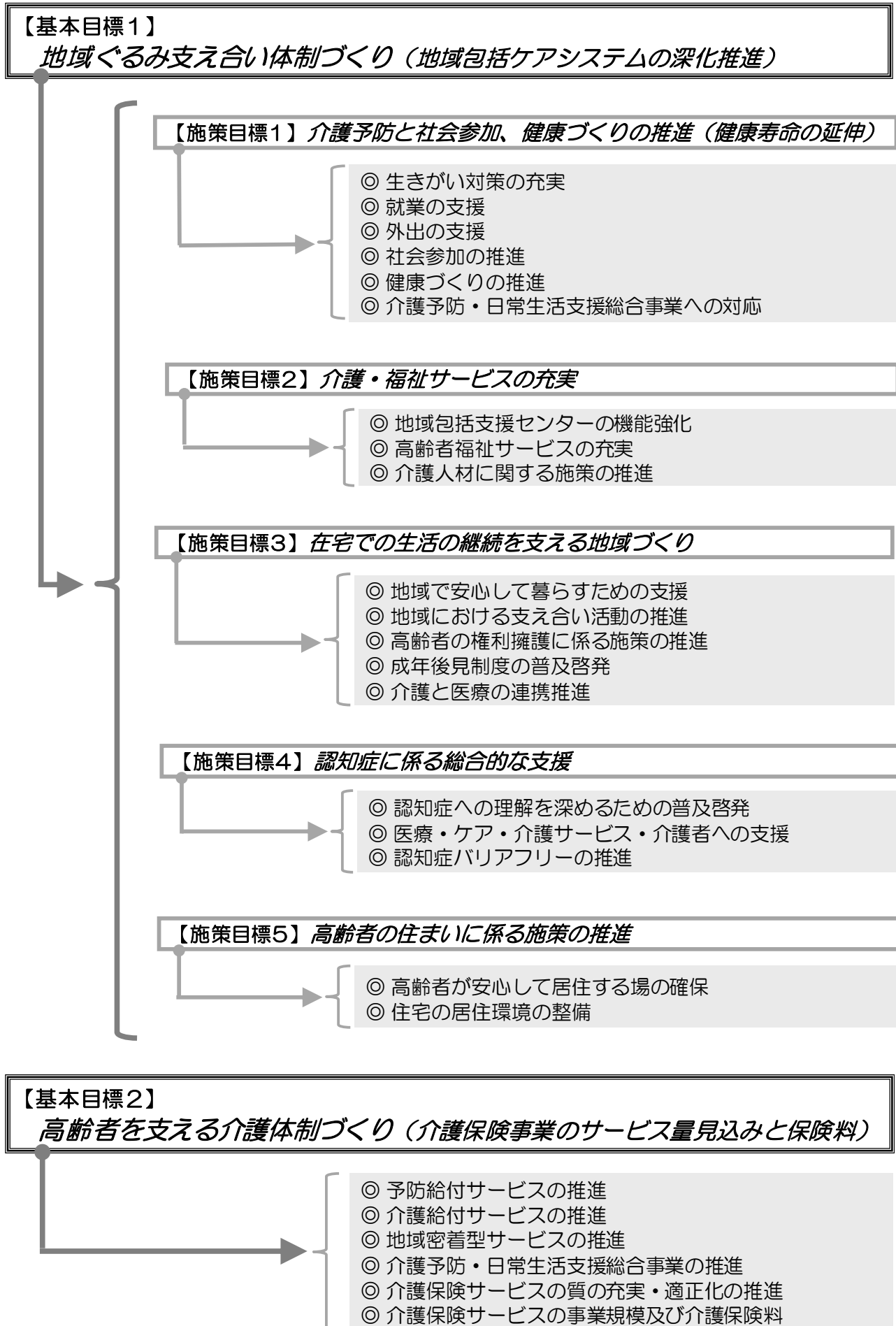
【計画書(素案)本編 46 頁】

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言解除後も終息しておらず、当面は「新しい生活様式」により、感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが求められています。

このため、第8期計画における高齢者の生きがい対策、社会参加、健康づくり、介護予防、認知症対策などの取組においては、高齢者の通いの場などにおける感染防止対策を図りながら実施します。

また、事業者や保健所等と連携して、介護保険施設・事業所における感染防止対策の徹底と発生時の業務継続体制の確保を図っていきます。

なお、第8期計画期間中における市内の流行状況によっては、計画に位置付ける施策や取組について、随時見直しを行うことがあります。



基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年（令和22年）も見据えた本格的な地域包括ケアシステムの構築・深化を着実に推進していきます。保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者が健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

施策目標1 介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）【計画書(素案)本編 52～81 頁】

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的な社会参加を促進し、生きがいづくりと介護予防を推進します。また、介護予防と日常生活の総合的な支援や介護予防と健康づくりの一体的な実施の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

◎ 生きがい対策の充実

高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家

高齢者福祉センター森の倶楽部には、浴場、趣味のサークルや集会場などに利用できる大広間及び多目的室、娯楽談話室、利用者が食事や喫茶を楽しめるレストランを備えているほか、陶芸や盆栽などを楽しめる北部高齢者趣味の家を併設しています。高齢者趣味の家は、陶芸や盆栽などの趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、北部（東深井）・南部（流山9丁目）・東部（名都借）に設けられています。

敬老バスの運行

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動に活用できる敬老バスを貸出しています。

◎ 就業の支援

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、松戸公共職業安定所や流山市シルバー人材センターと連携による高齢者の就業を支援します。

◎ 外出の支援

流山ぐりーんバス高齢者割引制度

平成31年4月から開始した制度で、高齢者の移動手段の確保と流山ぐりーんバス路線（全6ルート）の利用促進を図ることを目的として、75歳以上の高齢者が流山ぐりーんバスを利用する際、バス乗務員に後期高齢者医療被保険者証を提示することで、所定の運賃の半額を割引とする制度です。

◎ 社会参加の推進

老人クラブ活動の支援

地域のボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を通じて生きがいや健康づくりを行う老人クラブの活動に対して補助するとともに、クラブ数や会員数が増加できるよう流山市老人クラブ連合会と協働して、積極的に普及・啓発等を図っていきます。

高齢者ふれあいの家開設・活動支援

高齢者の外出を促し、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながるだけでなく、地域の子どもの多世代間の交流など多様な機能を担っています。市内の各地域で、徒歩で通える範囲に高齢者ふれあいの家を設置してもらえよう、開設費を支給し活動を支援していきます。

◎ 健康づくりの推進

健康診査・特定健康診査

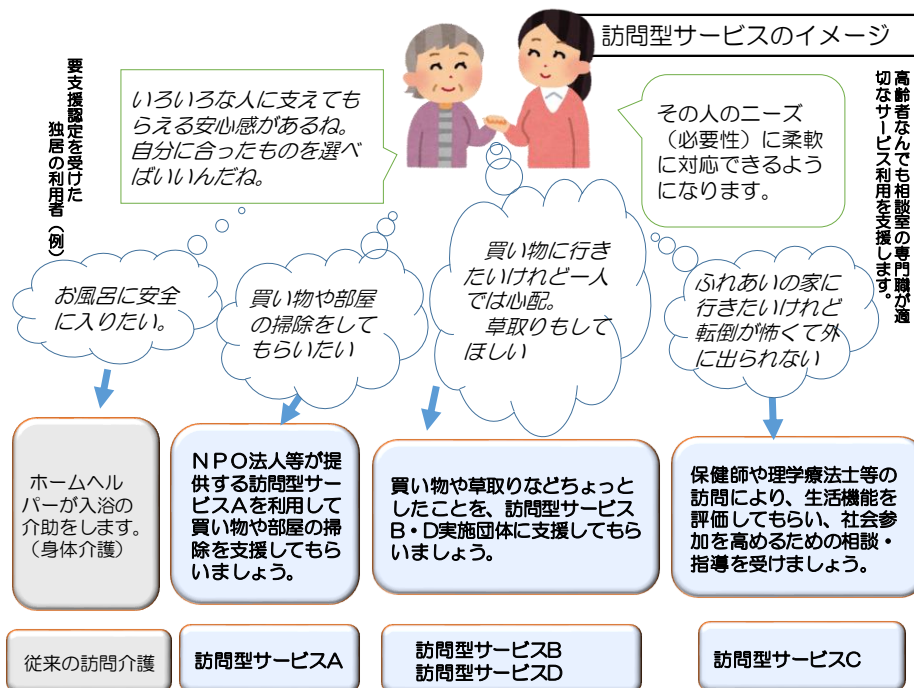
後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

◎ 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

要支援認定者及び基本チェックリストにより軽度の生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業と全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。

介護予防・生活支援サービス事業

これまでの指定事業者によるサービスだけでなく、住民主体のボランティア（有償のものを含む）など地域のチカラを活かした多様な訪問型サービス（ちょい困（こま）サービスなど）・通所型サービス（ちょい通（かよ）サービスなど）を事業者等が提供しています。



一般介護予防事業

介護予防教室講師派遣事業

ながれやまでいきいきと暮らし続けていくために、介護予防知識の普及啓発や介護予防地域活動団体の育成及び支援を図ることを目的として、地域で自主的な介護予防活動を行う65歳以上のグループに介護予防に関する講師を派遣します。「ながいき100歳体操」に取り組む介護予防地域活動団体への講師派遣に加え、栄養や音楽療法のほか、認知機能向上のための「しゃきしゃき100歳体操」、口腔機能向上のための「かみかみ100歳体操」を導入し、取組を支援しています。

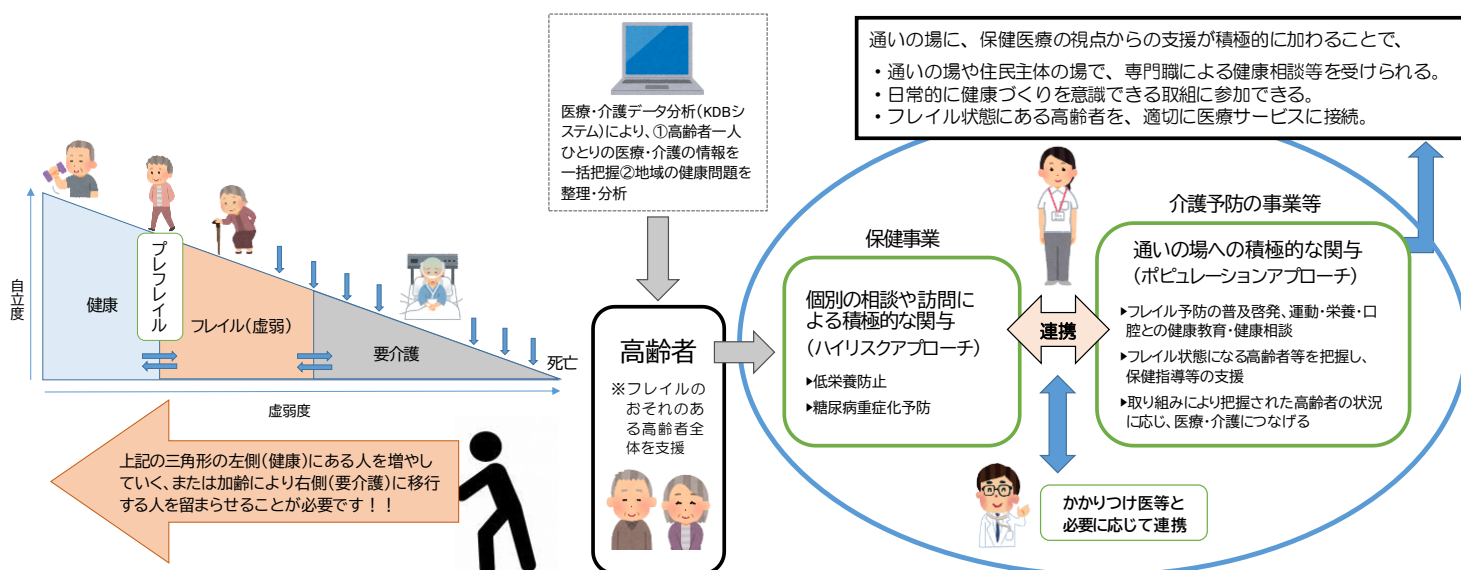


介護支援サポーター事業

高齢者の積極的な社会参加を促進して、介護予防・健康づくりにつなげる仕組みです。介護保険施設での利用者の話し相手、見守り、レクリエーション活動の補助等のボランティアを行うことで、交付金（最大5,000円）や「流山ながぼんWAONカードポイント」（最大6,000ポイント）が得られます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

高齢者の保健事業を効果的かつ効率的に活用し、75歳以上の後期高齢者の介護状態への進行を予防することで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域で自立した生活の継続を図ります。75歳から後期高齢者医療制度に切り替わっても継続的に保健事業を実施し、介護予防事業との連携を強化することで、介護状態への予防及び高齢者の保健事業の充実を図ります。



施策目標2 介護・福祉サービスの充実

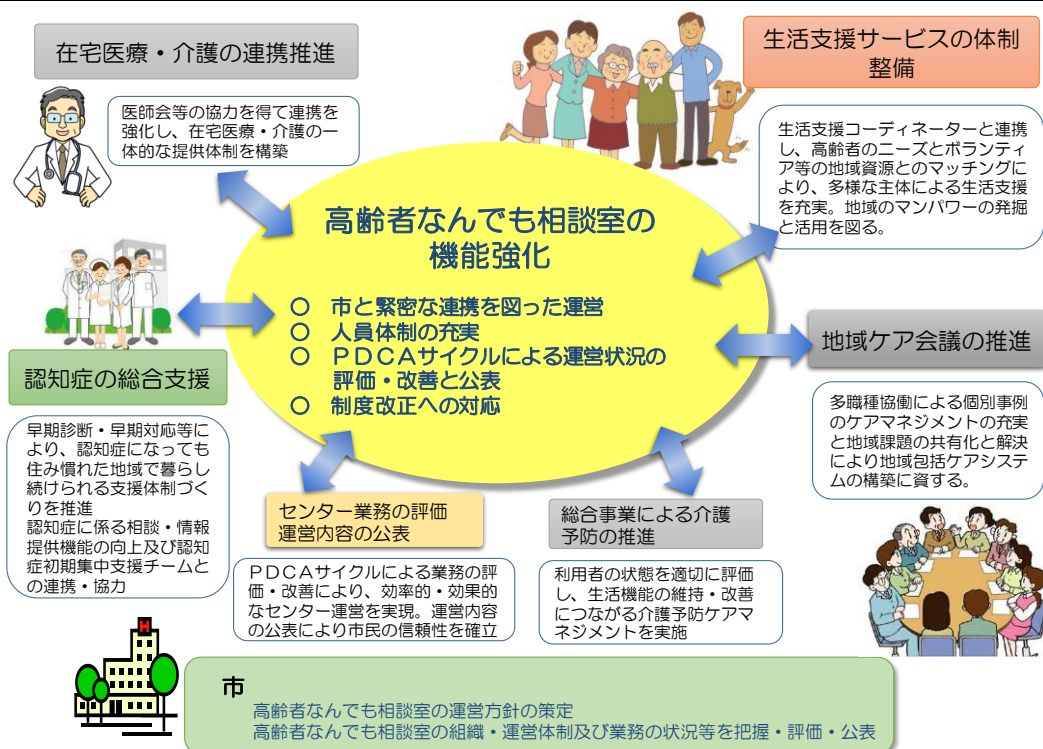
【計画書(素案)本編 82～90 頁】

高齢者なんでも相談室を中心に、医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。また、課題となっている介護人材不足と今後の現役世代の担い手減少を見据えて、介護人材の確保に取り組みます。

◎ 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）は市内4つの日常生活圏域ごとに設置され、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っています。地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築等に取り組んでいます。また、高齢化による相談ニーズの増加にも対応するため、人員の増員等による体制の充実に努めているほか、第7期には、特に高齢者人口が増加している北部圏域に「北部西高齢者なんでも相談室」を新設しました。

地域の高齢者に最も身近な介護・福祉に関する相談支援窓口の機能として、高齢者数の増加への対応、事業の充実、体制の強化を引き続き継続していきます。



◎ 介護人材に関する施策の推進

介護人材の確保対策に関して、国では、リーダー級介護職員の賃金改善を目指した処遇改善を図っており、県では令和2年3月に新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定し、県、市町村、各関係団体、事業者が連携して介護人材の確保に取り組んでいくことを定めています。

本市では、新規介護人材の確保に加え、今まで以上に介護人材の定着や、職場環境の改善、ICT化等による事業生産性の向上に注力し、離職防止に備えた介護人材の確保を図っていきます。

- 介護人材の育成と就労支援のため引き続き研修受講費の助成をします。
- 高齢者の増加に備えて介護人材の新規確保に努めます。また、介護人材の定着策として、事例発表会や長期勤続職員の表彰式等を開催し、現役介護職員等の就業意欲の高揚を図ります。
- 国・県の地域医療介護総合確保基金に基づく介護保険施設・事業所を対象とした介護ロボットやICTの導入支援事業を活用し、介護現場の技術革新を推進し、働きやすい職場環境づくりを支援します。
- 申請様式や添付書類の見直しや手続きの簡素化を図り、介護現場の業務効率化を推進します。

施策目標3 在宅での生活の継続を支える地域づくり

【計画書(素案)本編 91~100 頁】

高齢者が在宅での生活を継続できるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進していきます。また、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

◎ 地域で安心して暮らすための支援

防火・防災・感染症対策に係る体制整備

近年の大規模な災害や新型コロナウイルス感染症、火災の発生等を踏まえ、防火・防災・感染症対策に係る体制整備に取り組みます。

地域防災計画及び避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難支援に当たる自治会や関係機関に、平常時から「避難行動要支援者名簿（支え合い活動対象者名簿）」を提供し、災害時に地域において迅速かつ円滑に避難支援活動が行える体制の構築に努めます。また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症発生に備えた健康危機管理体制の整備に努めます。

介護保険事業所や施設における災害・感染症対策として、事業者等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発を図り、業務継続計画の作成を支援します。また、平常時から災害用備蓄や個人防護具、消毒液などの備えに取り組むよう啓発するとともに、国・県の補助金を活用し、防災設備の設置や感染拡大防止に係る設備・備品等の購入を推進します。なお、感染症の拡大に伴い施設等で不足が生じた場合に供出できるよう、施設等の従業者が使用する感染予防物品の備蓄を市が行います。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防を推進します。

◎ 地域における支え合い活動の推進

孤立死防止や災害時の支援に向けて、自治会や関係機関等との連携・協力を図りながら、地域における日常的な見守りや支え合いの活動を推進しています。

地域支え合い活動推進条例に基づき、平成27年度から事業を開始して以降、日常的な見守りや平常時から災害時に備えるための様々な活動が着実に広がってきました。引き続き、普及啓発に努め、自治会との協定締結後も活動の定着と継続が図られるよう、活動の手引きや事例集の発行、講演会、出前講座等による自治会への情報提供や報償費の支給を通じて、継続的に支援を図ります。

災害や急病等の緊急時に安否確認や救急対応が円滑に行えるよう、民生委員・児童委員や自治会、高齢者なんでも相談室、ケアマネジャー等と連携し、救急情報カード・救急情報セットの普及を図ります。

地域支え合い活動 - 孤立死防止と災害への備え -

ニーズ・情報を共有 - 日常からの関係づくり -

対象となる方

- ① 75歳以上のみ世帯の方
- ② 障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けた方
- ③ 登録を希望する方

意向確認のうえ名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
※緊急時の連絡先（市でのみ保管）

流山市

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

名簿提供先 関係機関

民生委員・児童委員
高齢者なんでも相談室
社会福祉協議会
警察・消防

対象要件に該当する方には、市から登録意向確認のための調査票を送付しています。
※登録を希望する方の随時申出も可能です。（社会福祉課04-7150-6079まで）

地域の子カラ - 少しずつ・できることを・できる範囲で -



自治会の活動について

地域支え合い活動の対象となる要支援者の名簿は、自治会との協定により共有しています。未協定自治会の皆様のご協力をお願いします。

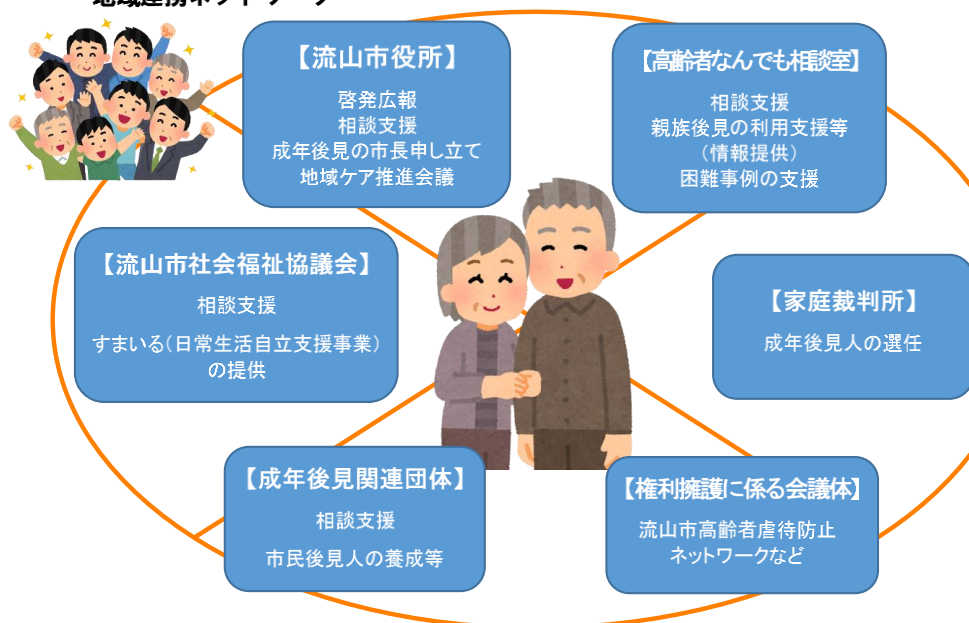
◎ 成年後見制度の普及啓発

地域連携ネットワークの推進

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の普及・啓発を進めます。

また、既存の仕組みを活かし、関係各機関等が連携し、それぞれの有する機能を効果的に発揮することにより、成年後見等の権利擁護支援が必要な人が、早期の段階から相談につながり、必要な制度を利用できるように地域連携ネットワークの推進に取り組みます。その中心的な役割を果たす中核機関について、流山市社会福祉協議会がその機能を果たすよう体制の構築に取り組みます。

流山市の特性を活かした 地域連携ネットワーク



成年後見制度

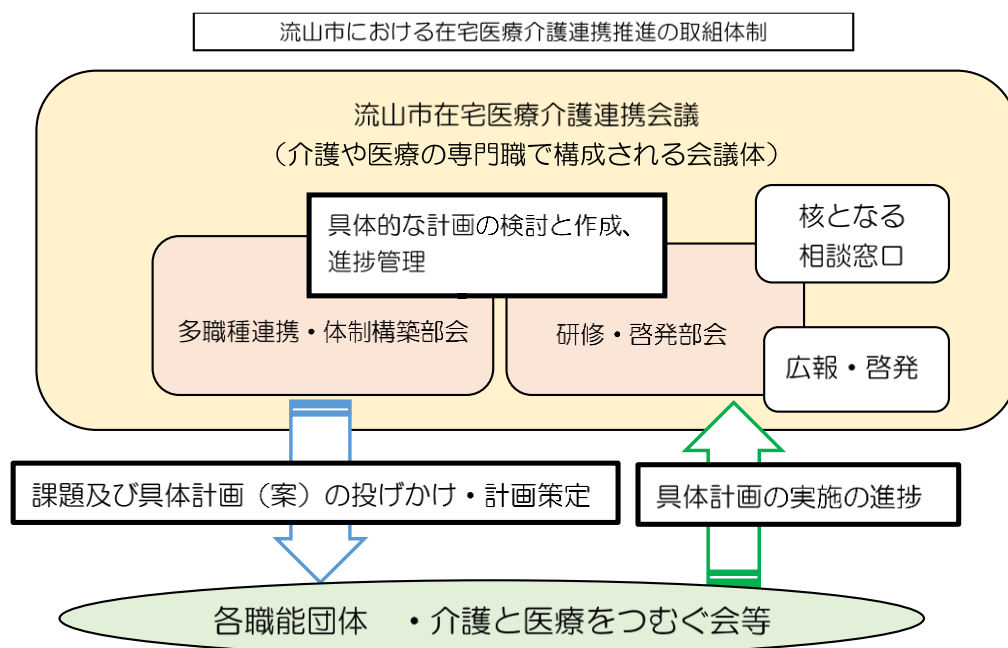
は、認知症などにより自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見人等を選び法律的に支援する制度です。判断能力が低下した時に備え、将来の自分の後見の在り方をあらかじめ自己決定しておくことも重要です。



◎ 介護と医療の連携推進

流山市在宅医療介護連携拠点事業

地域包括ケアシステムを確立するためには、24 時間 365 日、在宅療養者が安心して過ごせる環境づくりとして、とりわけ医療と介護の連携が重要です。そこで、医療や介護などの多職種連携により在宅療養者を円滑に支援できる総合的、一体的な仕組みの構築を進めています。



施策目標4 認知症に係る総合的な支援

【計画書(素案)本編 101～106 頁】

令和元年6月にとりまとめられた国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症・進行を遅らせるとともに、認知症となっても地域で希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して、認知症の方やその家族の視点を大切にしながら、「共生」と「予防」を両輪とした取組を推進します。

◎ 認知症への理解を深めるための普及啓発

認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する正しい知識を普及するため、地域住民や職場等を対象として、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

より多くの市民に受講していただくため、認知症サポーター養成講座を生活に密着したスーパーマーケットや銀行、交通機関職員、警察の方などに受講してもらえよう働きかけます。また、既に認知症サポーター養成講座を受講した方が一歩前進した学習や実践的な活動ができるような機会を設けていきます。



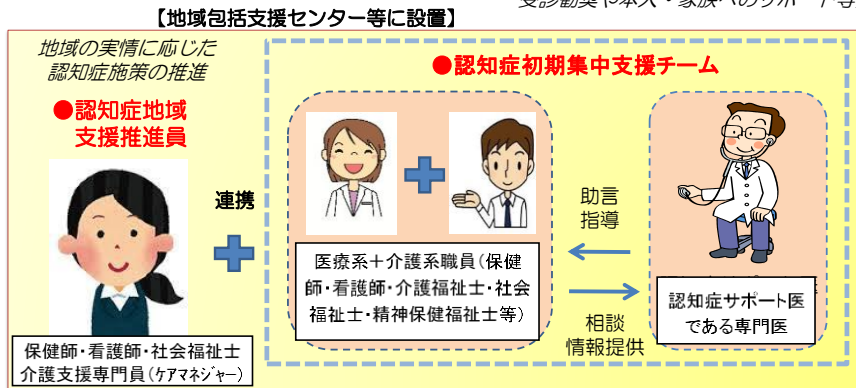
◎ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の早期対応システムの構築（認知症初期集中支援チーム）

早期の対応を包括的・集中的に行う仕組みとして、「認知症初期集中支援チーム」を介護支援課に設置しています。医療・介護の専門職で構成されるチームが認知症の人や疑いのある人の自宅を訪問し、認知症サポート医による専門的な助言を受けつつ、医療・介護サービスの利用支援などを行います。

認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の普及

認知症ケアパスは、認知症を発症したときから、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや成年後見制度等が利用できるのか、大まかな道筋を示したものです。流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」の公開・配布により、早期診断・早期対応に向けた支援につなげていきます。



認知症初期集中支援チーム



流山市認知症ケアパス

認知症ケアパス
(認知症安心ガイドブック)

◎ 認知症バリアフリーの推進

SOS ネットワーク

警察、市、学校、介護事業所等による連携を図るとともに、安心メールや防災行政無線を通じて、市民等にも協力を依頼し、徘徊等の行方不明者の早期発見・保護に取り組んでいます。

チームオレンジの整備

認知症サポーター養成講座を受講して「認知症についての正しい知識」を身に着けた認知症サポーターが誕生しています。今後、地域において認知症の人や家族の困りごとと認知症サポーターをつなげる具体的な取り組みを進め、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指していきます。

チームオレンジは、認知症サポーターの認知症の人や家族を「温かく見守る理解者」から一歩進んだ活動で、認知症の人にもメンバーの一員として役割を持ち、地域住民等のサポーターと一緒に、地域の認知症の人の話し相手や見守りなどを行います。

認知症サポーターを対象にした、チームメンバーとなるためのステップアップ研修の開催、既存のオレンジカフェに併設し、カフェのスタッフとして役割を担ったり、認知症の人の話し相手になる等の活動を検討し、チームオレンジの立ち上げを目指します。

施策目標5 高齢者の住まいに係る施策の推進

【計画書(素案)本編 107～108 頁】

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、高齢者住み替え支援制度や住宅改造費の助成等を通じて、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

◎ 高齢者が安心して居住する場の確保

高齢者の住み替え支援

既存市街地を中心に高齢化が進む中で、所有する戸建住宅の維持管理が難しくなり、住み続けることが困難になる高齢者が増えています。高齢者の住み替えに関する相談窓口を設け、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援しています。

◎ 住宅の居住環境の整備

住宅改造費の助成

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者（要介護・要支援認定を受けている方）が、住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、介護保険の住宅改修に加えて住宅改造費の一部を助成しています。

基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

介護保険サービスの基盤整備

【計画書(素案)本編 109～127 頁】

要介護認定高齢者の増加・介護需要に応じて、介護保険サービスの基盤を整備します。特に、常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護高齢者（原則、要介護3以上）を対象とする、特別養護老人ホームの整備を進めます。

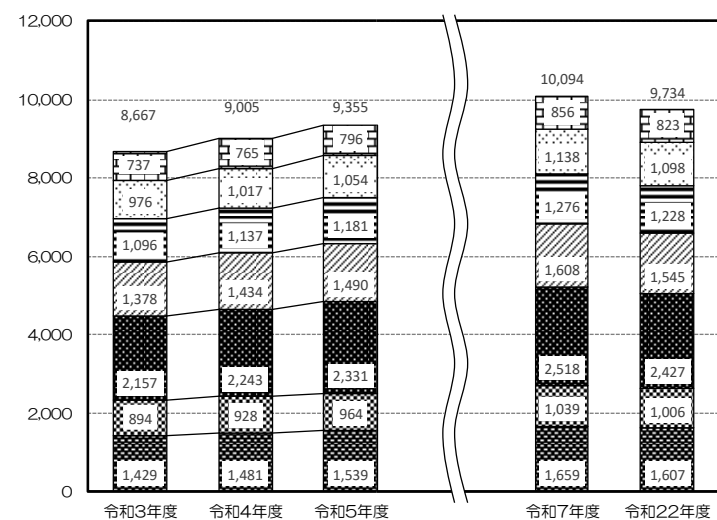
年度末整備数 (単位：定員)	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別養護老人ホーム ※地域密着型含む	876	876	976	1,076	1,086	1,146
	+100	—	+100	+100	+10	+60
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	123			123		
特定施設（有料老人ホーム・サービス付き高齢者専用住宅等）	863			972 (+109)		
介護老人保健施設	252			252		

認定者数と介護保険給付の見込み(推計)

【計画書(素案)本編 128～132 頁】

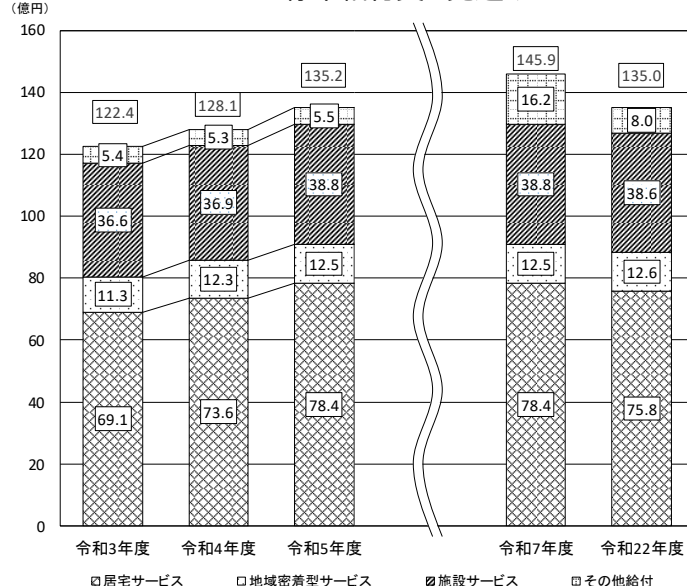
要支援・要介護認定者数の増加に伴い、総給付費は着実に増加することが見込まれます。
※各年度の数値は、サービス見込み量による推計値です。

▼ 要支援・要介護認定者数の見込み



※ グラフ最上部から要介護5、最下部は要支援1

▼ 標準給付費の見込み

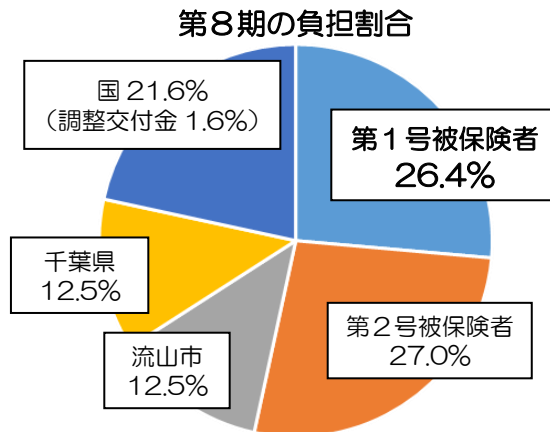


介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分は公費（税金）で、残りの約半分は40歳から64歳までの第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者の保険料で負担されています。

第8期の第1号被保険者の保険料負担割合は26.4%と見込んでいます。（国の負担割合見込み21.6%の場合）

介護保険料の基準月額：5,740 円

後期高齢者の増加に伴う介護保険給付の伸びが見込まれることから、介護保険料の基準月額は5,740 円（第7期比較+460 円）となります。



※ 以下の第8期（令和3～5年度）の介護保険料の設定については、令和2年10月1日現在の介護報酬額・指標に基づいて試算した結果を示したもので、今後の国による介護報酬改定等に伴い介護保険料の算定額が変動します。なお、第8期の介護保険料の決定は、令和3年第1回定例会（3月）における介護保険条例の改正が伴います。

第8期（令和3～5年度）の介護保険料所得段階表

保険料段階	対 象 者	保 険 料 額
		年額 【基準額×料率】
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	15,100 円 【基準額×0.22】
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	20,600 円 【基準額×0.3】
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,700 円 【基準額×0.65】
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	58,400 円 【基準額×0.85】
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超の方	68,800 円 【基準額】
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	79,100 円 【基準額×1.15】
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	86,000 円 【基準額×1.25】
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	89,400 円 【基準額×1.3】
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	103,200 円 【基準額×1.5】
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	110,000 円 【基準額×1.6】
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	116,900 円 【基準額×1.7】
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	123,800 円 【基準額×1.8】
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	130,700 円 【基準額×1.9】
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	137,600 円 【基準額×2.0】
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	144,400 円 【基準額×2.1】
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	151,300 円 【基準額×2.2】
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	161,600 円 【基準額×2.35】
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	172,000 円 【基準額×2.5】

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第1段階は28,800円から13,700円減額した金額、第2段階は37,800円から17,200円減額した金額、第3段階は48,100円から3,400円減額した金額となっています。

作成：流山市役所 健康福祉部 介護支援課・高齢者支援課・社会福祉課健康福祉政策室
電話：04-7150-6079（社会福祉課直通）